

外国の文書館と海外資料

①英米の文書館——米川伸一

②ジャーディン・マセソン商会文書のことども

——服部一馬

①英米の文書館

米川伸一（一橋大学商学部教授）

一——史料館の由来

私は自分に関心のある特定の観点から資料を利用しており、資料のあり方全般について調べてはいないので、私が利用して知りえたことをお話ししたい。

イギリスの都市 (brough) には、この都市が「都市」であることの一種の身分証明書のような重要な資料があります。イギリスの都市は、十三、四世紀に国王との紛争を経て、一種の法人格を取得していく過程をたどっています。ポランタリーな運動から始まって、ギルドが中心になって国王にたてついて、チャーター、つま

り特許状を獲得してきました。それとともに市の制度がだんだん整い、各種の活動が行われるようになります。しかし、中心はそれにより法人格を取得したチャーターであり、それをたえず守っていないと市自身の存立基盤があぶなくなるわけです。国王とのトラブルが起きたときにも、またそのチャーターをもち出さなければならぬ。そしてまた、新しい情勢に即して新しいチャーターを獲得しなければならぬ。そういう過程がたえず繰り返されている。ひとつのチャーターは五十年、百年単位で使われ、だんだん内容が違って、数百年にわたって保存されているわけです。

二——史料館のあり方

チャーターは何百年にもわたるその市の活動の記録であり、市の行政を続けていく過程で昔の文書を引っぱり出さなければならぬから、きちんと保存しておくなければならない。それをするのがまさに市の古文書館なのであります。古文書館にはそれを保管しておく義務があります。チャーターが最も重要な文書であり、その周辺に市庁の裁判所の記録とか、税務書類などがあります。また、ヨーロッパ大陸の国々と違って、イギリスのようなコモン・ロー(判例法)体系の国では判例が大事で、百年、二百年前の判例をきちんと残しておくなければならない。ところがそういう資料は、手書きで写す人が写

し間違えたり、意識的にねつ造するようなケースも出てくる。だから市の文書館に保管してある資料には第一級の信憑性があるとみなされています。

こういった資料は、近代になればなるほど量が増えて、保管するものを選択しなければならなくなってきました。たとえば企業を創立すると株主名簿をつくり、毎年名簿を出すのが、収納するときには五年に一度に間引きをするといったことが、一九世紀に入ってから行われるようになっていきます。

このように、都市そのものの存在を証明する、最も重要な一種の身分証明書のようなものを保存しておくところから文書館ができるという点では、国の場合もそうです。国の文書館としてはロンドンに公文書館（パブリック・レコード・オフィス）があり、その最高責任者（マスター・オブ・ロールズ）は非常に社会的地位が高い。閣僚の中に入っていると記憶しています。国のパブリック・レコード・オフィスに対して、地方文書を保管するローカル・レコード・オフィスがあります。これには州の文書館（カウンティ・レコード・オフィス）と市の文書館（シティ・レコード・オフィス）がある。それぞれの団体でその団体の活動を証明する文書を残しておく必要があった。これは行政サイ

ドに保管しておく必要があったわけで、けっして研究者にとって興味があるからというわけではないのです。

「存在を証明するもの」という意味での保存が必要なる場合、たとえばギルドにもチャーターがあるが、ギルドが解体してチャーターが必要なくなると、そういう資料は、ロンドンの博物館のアーカイブズ・ディパートメント（古文書部）に入ります。そこでの選択の基準は、こんどは研究者からみたものになる。博物館の古文書部や公共図書館や大学で保存する場合は、選択の基準が行政上必要なものとはちがってくるわけです。

中世以来イギリスの都市が歩んできた中から育ってきた文書館の必要性のようなものが、日本の都市にもあるのかどうかよくわかりませんが、日本の都市にも市制がしかれてからわずかの間にも膨大な資料が出ており、それをどう選択していくかという問題は、おそらくイギリスとは質のちがう問題が、入ってくるのではないかと思います。

二——史料館のあり方

一般にイギリスのシティ・アーカイブズ（city archives）は町のタウンホールにあり、建物が

古いから資料保管のためにはよくないようです。資料を物理的に完全に保存するには、保管室のあり方がいちばん重要で、ストロングルームと呼ばれ、火事への配慮がなされています。ほかに閲覧室、資料の修理室、小ホール、事務室などがあります。

職員は数人で、中心にはアーキビストがおり、大学の史学科を出て、ロンドン大学とリバプール大学にある「スクール・オブ・ライブラリアンシップ・アンド・アーカイブズ」でアーキビストになる資格をとることができる。だから古文書が読め、資料を保管するための最少限度の知識を身につけています。こういうアーキビストが一人か二人、そのほかのスタッフをいれて一〇人ていどです。七五年に建設されたブレストン（ランカシャー州）のカウンティ・レコード・オフィスは最も近代的な施設ですが、スタッフの数はそれほど変わりません。

こういう人たちの社会的地位は大変高い。イギリスでは利用する人とサービスを提供する人は、はっきりとした職能的な区別があり、学者が資料の整理・保管はしないし、アーキビストが研究にたずさわることもありません。アーキビストの役割は資料の編さんまでであり、それぞれが独立した職能として認められていて、相手の領分を侵さないという暗黙の合意がありま

す。アーキビストの社会的地位は大変高いものです。

極端な例だが、ロンドンのスクール・オブ・エコノミクスの図書館は、教官でも書庫の中には入れません。図書館のスタッフでなければ中へ入れない。利用する側は非常に不便であることは確かです。(日本の大学図書館では、閉架式で一般利用者が入れない場合でも、教官は自由に出入りしている。編集部注)

史料の利用者の立場からいえば、簡単なものでも史料カタログがあれば利用しやすいことはいうまでもありません。だがこれを作るのにはずいぶん手間がかかります。私の大学(一橋大学)でこんどフランクリン文庫を購入しました。スタッフ三、四人でも整理して完全なカタログを出版するには十年ぐらいかかるでしょう。その場合、十年間利用させないままでよいかという問題がおきてきます。いま仮のカタログを使って利用の便に供しようとしています。その場合でも、かなり閲覧を厳しくしており、たとえば書庫への出入りは図書館スタッフのみとしています。

イギリスでもたとえばカメラを持ってきた人に撮影を許すかという問題についての対処はさまざまです。ロンドンのニューズペーパー・ライブラリーでは、カメラの持込みを禁止してい

ます。図書館が契約しているカメラマンにしか資料を撮らせないわけです。それを利用すると高くつきます。ロンドンのブリティッシュ・ライブラリーは確かスタジオを借りる制度がありますが、一時間何ポンドというわれわれには禁止的な高いお金を払わねばなりません。小さいところはどうもさくくないが、逆にいえば、そういう熱心な人はあまり来ないからでしょうか。カウンティ・レコード・オフィスには撮影を許すところがあるようです。

もうひとつ、資料を声を出して読んで録音して帰ろうという人のための施設とか、タイプ室の施設があります。ニューズペーパー・ライブラリーにはそういう部屋があります。必要などころだけ読んで、テープにとって帰る、そういう人はこれからも増えるだろうと考えられます。

他方、史料はゼロックスのようなもので複写すると傷むから、機械にかけることは許可しない場合が多いのです。そういうところでは撮影してマイクロフィルムにすることに なります。

筆写は自由であるが、ただ万年筆はどこでも使わせない(日本でもそうだが)。日本は複写施設は世界でも抜群によいと思われれます。短い時間に能率的に仕事ができます。この点はアメリカについてもいえます。

次に史料の編さん・出版にも触れなければならない。どのレコード・オフィスでも、資料を編さんして出版しており、これはほとんど例外なくやっています。カウンティ・レコード・オフィス出版のヒストリカルシリーズというのがあって、二年に一回位の割合で重要な史料の摘要のような形か全文かを印刷して出しています。われわれが日本にいてカウンティ・レコード・オフィスやシティ・レコード・オフィスの名前に最初にふれるのは、このような史料集を通じてなのです。印刷された史料集を通じて史料の存在を知ることが多いわけです。

イギリスでは、一八二〇年頃から史料を残す運動が全国的に行われて、そのもとで法令ができ、資料の散逸を防ぐ手段がとられてきました。一九世紀の初め頃になって、中世の制度が産業革命と共に崩壊してきたので、史料を残す運動が起きたのです。その頃のイギリスは景気がよい時代だったから、史料の保存に金をかけることができました。たとえば、ヴィクトリア州史(Victoria County History)などは、ビクトリア女王のときに出版したものが、いままで一世紀ほども続いています。延々といつ終るかかわからないものを、百年単位で仕事をしているという息の長さには敬服させられます。

よく言われるように、イギリス人は古ければ

古いほど価値があると思つているところがあります。底辺には歴史の好きなアマチュアがおおぜいいて、「ヒストリカル・ソサエティ」というアマチュアの団体が各州にあります。これも多くヴィクトリア期に生まれました。イギリス

人はその地域から余り動かないから、何代にもわたつて、労働者も資産家もみなひとつの地域に住んでおります（それが最近はやりの地域主義と関係があるわけなんだが）。企業がつぶれても失業した人は絶対に他の地域に移ろうとしない。従つて他の企業をその地域にもつてこなければならぬということになります。石炭業で失業が起きたときも、産業振興法で特定の地域を指定して、他の企業をそこへ持つてくるなんていうことをしています。地域主義といつてもどだい根の深さがちがう。そのひとつの地域に対する愛着心はすごく強い。そういうものがヒストリカル・ソサエティの底辺にある。

各地のヒストリカル・ソサエティでは、一九世紀末頃からその地域の所領の史料などを出し始めています。二〇世紀の初めになつて、カウンティ・レコード・オフィスが、史料収集で活躍するようになるわけですが、それにはこのような風土が既にあったことを注目したいのです。ところが、このカウンティ・レコード・オフィスも第二次大戦後になつて予算が削られてき

てしまい、いまは必ずしも以前ほど活躍してないようです。とくにスタッフが非常に減らされているといふ苦情を、私はずいぶん聞いたものです。

一方ちょっと話をアメリカ向けますと、東部にはイギリスから移つていまでもイギリスへのノスタルジアを捨てきれない人が多いから、ヒストリカル・ソサエティが盛んです。つまり、この点では連続性があります。

アメリカのヒストリカル・ソサエティにはよい史料をもつているところが多い。しかし、排他的なメンバーシップのようなものが多くて、われわれにはなかなか見せてくれないということも耳にしています。見せてくれる場合でも、小さい施設では写真を撮つたりする施設がないから困ることがあります。

しかし、一般的にいえば、アメリカの場合には、日本と似ていて、発展が急速だったから、後を振り返ろうとする時期がなかなかなかったわけです。とくに州レベルの保存状況については、東部諸州の史料の保存が悪い。とくにマサチューセッツ州のアーカイブ・ディパートメントは非常に悪い。かえつて後進地帯の南部のほうが、制度その他よく整つていときいています。私は南部へは行かなかつたが、みな南部のほうがよいと申しております。カタログも南

部のほうがよくできています。

私が調べている綿業企業の創業時の定款の国際比較をする場合、その史料は、イギリスではパブリック・レコード・オフィスと現在の通産省の企業登録局に全部揃つています。一八六二年に最初に会社法が整備されてから現在までに百万ぐらいの会社が設立されているが、その百万の会社の最初の株主が全部わかるのです、想像を絶する正確さです。日本の場合は、商法ができる前の企業、たとえば尼崎紡績とか大阪紡績の設立趣意書や定款を府・県に提出していますが、これももう揃いません。私は「綿業クラブ」で若干みつけたが、日本ではなかなか定款は揃わないのが実状です。アメリカの場合は、企業レベルでとつてあるのがかなりあるが、会社法が州法で、州によって異なつています。マサチューセッツ州の場合は、一八五五年に一〇万ドル以下の資本金の場合は、登録すれば自動的に許可されるようになった。つまり、準則法です。だから州のアーカイブにあるはずだが、史料が残つていないのか、残つていても整理されていないのか、残っていないが、全然利用されてない。従つて企業に残つていなければ見ることができないのです。

既に触れたようにがいしてアメリカは史料の整理がよくない、州によって熱心にやつてい

ところと、マサチューセッツのように多くのものが集中してしまつて整理がつかないようになっているところと、いろいろあります。ただアメリカでは経営関係の資料を経営史学会とかいろいろなレベルで集めている。イギリスではファミリービジネス的な色彩が強いから、経営の史料はなかなか見せてくれないことが多い。日

本はどちらかというところという点はオープンだが、企業の名前で社史を出す点は特殊だといえます。他の国では研究者が自分の責任で個別企業の歴史を書くのです。日本では研究者がその中に入っている、出すのは企業の名前で、責任の所在がはっきりしていない。いつのまにかこういう慣行ができてしまつて、なかなか破れ

ないわけで、個人の名前では仕事を委せないので現状です。これは将来打破されなければならぬでしょう。

(三月二三日に都市科学研究室で開催した研究講演会から収録したものである(編集部))

② ジャーディン・マセソン商会文書の二つとも

服部一馬(横浜市立大学経済研究所教授)

ジャーディン・マセソン商会(以下、J・M商会と略称)は、一八三二年七月、それまでイギリスの対インド貿易で活躍していた二人のスコットランド商人、ウィリアム・ジャーディンとジェームズ・マセソンによって創設され、まず広東を拠点として対中国貿易に進出した。アヘン戦争の結果、一八四二年にイギリスが香港を領有すると、ただちにそこへ本拠を移し、上海をはじめとする開港場に支店や出張所を設け、揚子江以南の沿岸一帯に商圏をひろげた。

さらに、アロー号事件(第二次アヘン戦争の結果、列国と中国とのあいだに天津条約(一八五八年)、北京条約(一八六〇年)が結ばれた後、同商会の中国における活動舞台は揚子江に沿う内陸部や北部沿岸諸港にまでひろがり、また、その事業は、貿易を中心に、海運・保険・ドック・埠頭および倉庫・鉄道・製糖・製氷・紡織・ビール醸造・土地投資などの多部門にわたるにわたった。こうして、J・M商会は、香港に集まったイギリス資本の中で、とりわけ目ざま

しい発展をとげたのである。

中国における天津条約の成立と同一年、期日のうえでは一二月おくれ、日本は米・蘭・露・英・仏の五カ国と通商条約を結んだ。それにもとづいて、翌一八五九年七月(安政六年六月)に開港した横浜へ最初に進出した外商はJ・M商会であった。商会創設者のひとりW・ジャーディンの甥で、当時二六歳の青年社員ウィリアム・ケズウィックが香港本社から派遣され、横浜の「居留地一番」に商館(支店)を設